

県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会設置要綱

令和 8 年 4 月 1 日
宮崎県病院局経営管理課

(設置)

第 1 条 宮崎県病院局（以下「病院局」という。）は、日南市立中部病院（以下「中部病院」という。）の移転を含めた県南地域の公立病院のあり方について検討を行うため、「県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 「日南市内の公立病院の医療連携等に係る基本協定書」に基づく県立日南病院と中部病院の今後のあり方（将来像）に関すること等。

なお、検討に当たっては、以下のアからウまでの事項を前提とする。

ア 日南市を含む南那珂地域の人口減少・高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化への対応

イ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応

ウ 両病院間の職員の派遣や医療機械の共同利用等、医療資源の効率的な活用

(2) 前号に掲げる事項のほか、前条の目的に資する事項

(構成)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 検討委員会には、必要に応じてオブザーバー委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員による互選とし、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 検討委員会は病院局長が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(解散)

第6条 検討委員会は、委員全員の同意をもって解散する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、宮崎県病院局経営管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	所属・職名
委 員	南那珂医師会長
委 員	宮崎大学医学部附属病院長
委 員	宮崎県福祉保健部衛生技監
委 員	日南保健所長
委 員	日南市自治会連合会長
委 員	宮崎県病院局長
委 員	県立日南病院長
委 員	日南市副市長
委 員	日南市立中部病院長
委 員	日南市消防長